

亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務委託

基 本 仕 様 書

平成31年4月

亀山市教育委員会

I. 業務の概要

1. 導入目的

亀山市（以下、「本市」という。）の現行図書館情報システム（以下、「現行システム」という。）は、平成24年度に導入を行い運用してきたが、導入後7年目を経過し、機器の老朽化かつ平成31年9月末でサポート期限を迎えることから機器保守が困難となる。

今回の更新は、図書館業務をクラウド型で運用することとし、安全で確実なデータ移行を行い、図書館業務の安定化・効率化(管理運用面の負担軽減、セキュリティ向上の実現等)を図ることにより、利用者への利便性の向上や情報提供の拡大を図るとともに地震等災害時の業務継続性を可能とするシステムを導入することを目的とする。

2. 新たに導入する図書館システムの基本的な考え方

2-1 利用者サービスの向上

現行システムについて更新を行う。加えて、現行のインターネットでの蔵書閲覧・予約システムやモバイルサービスの充実を図り、利用者に必要な情報を迅速に提供する。更に、図書館の利用率や利用者の読書傾向等を迅速に把握し、市立図書館の利用者のサービス向上を目指す。なお、将来的にはレファレンスデータベースに対応できるシステムとする。

2-2 システムの効率的な利用

図書館システムに関しては、今後の利用拡大・安定運用を前提とした性能、構成で提案するとともに、地域に密着した図書館サービスを目指し、有効な資料活用、地域格差のないサービスを展開していくことのできるシステムを構築するため、更新における基本要件は次のとおりとする。

(1) システム基本要件

- ① データ処理の遅滞や損失のない、安定かつ確実に図書館業務を遂行できるシステムとすること。導入するシステムは、高品質で最新のものとし、クラウド型（SaaS型）でのサービス利用形態で運用するものとする。
- ② 新システムが対象とする各業務機能については、現行システムの利用者サービスレベルを維持すること。
- ③ コンピュータウイルスやハッキング等の不正侵入への強固な防御性能を持ち、個人情報情報の漏洩防止対策等強靱なセキュリティ対策が施されたシステムであること。
- ④ インターネットに接続されたパソコンやモバイルデバイス等から、24時間いつでも蔵書検索等のサービスが利用できるよう、書誌情報等の公開ができるシステムとすること。（外部公開用システムを構築すること。）
- ⑤ 図書館システムのハードウェア・ソフトウェア両方の安定性と問題発生時に迅速に対応する業者の保守により、運用上のトラブルを最小限に抑えたシステムにすること。

- ⑥ 本サービス利用は、ハードウェア・ソフトウェアの保守期限やOSサポートの変更に制約されることなく、5年間以上のサービス提供に耐えうるもので、その間の維持保守を保証できるものとする。
- ⑦ 市立図書館と学校図書館が連携し、それぞれの図書館で所有している資料の検索や貸出予約等に対応することが可能な拡張性のあるシステムとすること。
- ⑧ 三重県図書館情報ネットワークシステムとの連携が容易に行え、かつ亀山市の所蔵状態は三重県立図書館システムにてリアルタイムで検索が可能であること。
- ⑨ 将来において端末の新設等を行う場合、機能拡張、ネットワークの増設に対応できるシステムであること。
- ⑩ ICタグ（RFID等）を将来利用することを考慮した拡張性のあるシステムとすること。

(2) データセンター

災害時の事業継続性を確保し、復旧・復興業務の早期実施を目指すため、高セキュア・高信頼なデータセンターを利用すること。

(3) 個人情報の取り扱い

今回導入する新システム内には、住民の個人情報が格納されるため、本市個人情報保護条例その他の法令を遵守し、すべてのシステム環境（本番環境・開発環境等）において、セキュリティ対策については万全の対策を講じること。

(4) 利用者パスワード

インターネット予約時に必要となる「利用者パスワード」は、現行システムで管理されているものを新システムでも継続して利用できるようにすること。

3. 対象業務

- ① 図書館システムの構築及び導入業務（クラウド型）
- ② 学校図書館システムの構築及び導入
- ③ システム機器の導入設置
- ④ 全体を統括できるシステム設定作業
- ⑤ 図書館システムへのデータ移行作業
- ⑥ 既存機器のデータ消去
- ⑦ 亀山市立図書館および各学校を連携できる既設回線との接続
- ⑧ 円滑な運用のための操作研修及び稼働支援
- ⑨ 機器保守及びシステムサポート保守
- ⑩ その他システムの運用・保守に必要な業務

4. 契約期間

①システム更新業務

契約締結の日から、平成31年9月30日まで

②システム運用及び保守業務

平成31年10月1日から平成36年9月30日まで

本稼働（サービス開始）は、平成31年10月1日とする。

現行システムからの移行作業は図書館の閉館期間内に実施することとし、システムの納入、データ検証及び操作研修についてもこの期間内に完了させること。ただし学校図書館については、亀山市が図書のデータ化を完了後、本稼働するものとする。閉館期間及び日付は協議の上設定すること。

5. 納入場所

本件業務に関わる最終納品場所については、亀山市立図書館、関図書室および各学校図書室（14校）とする。

6. 詳細仕様要件

(1) 構築体制

① プロジェクト全体管理

本業務遂行において業務全体計画策定の上、全体工程の作業管理及び調整を行うこと。なお、作業全体が問題なく遂行できるよう、各タスク間の整合性を図りながら全体管理を実施すること。

② システム移行計画作成

システム移行に関するスケジュールは、本市が提供するスケジュールに基づくものとするが、あらためて受託者側からも、作業工程・研修時期・移行時期等を示した詳細なスケジュールを提示し、市の承認を得ること。

③ 移行導入打合せ

現行システム仕様内容を充分確認の上、提案パッケージシステムとの相違点や、その相違点に対する新システムでの対応方法の説明を行い、新システム機能及びシステム設計を行うこと。

④ ハードウェア、ネットワーク

1) 機器構成

端末機器構成及び台数は下記のとおりとする。端末機器は、日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。システムを構成する機器数量及び機器類に求める機能要件は、別紙1 図書館情報システム機器構成仕様書のとおりとする。

機器名称	数量
業務クライアント（公共）：デスクトップPC	8台
業務クライアント（公共）：ノートブックPC	1台
館内OPAC端末（公共）：OPAC端末PC	2台
インターネット用端末（公共）：デスクトップPC	2台
ページプリンタ	2台
ハンディターミナル	8台
レシートプリンタ	5台
バーコードリーダー	9台
（小中学校）業務端末	16台
（小中学校）ページプリンタ	14台
（小中学校）端末台数分のソフトウェアライセンス（ウイルス対策ソフト等）	16式

※ 運用の実情に鑑み、最適と考えられる数量での提案を妨げない

2) ネットワーク

本市にて、用意する回線を利用し亀山市立図書館及び関図書館、各学校図書館を接続できるネットワーク環境を設定することとし、設置機器のネットワーク設定は、ユーザーサイドのレスポンス、セキュリティ体制等、十分な知識と経験を有して設定すること。

(2) 導入実績

図書館システム導入において、クラウド型（SaaS型）方式とし、提案するシステムは、全国の公共図書館にて400箇所以上の導入実績を持つパッケージシステムであり、公共図書館で学校連携を含めた実績があることとする。

(3) 新図書館建設に係る提案

新図書館への移転（平成34年に亀山駅前地区に開館予定）に係る想定事項及び提案を行うこと。

① 移行に係る対応

現行施設から新施設に移行する際に想定される設備及び経費を提示すること。

② 拡張機能

新施設における将来的な利用者サービス向上及び業務効率化等に向けた提案をすること。

(4) 現行システムのデータ等の移行

① データ移行作業

- 1) データ移行については、現行システムで管理しているデータベースを新システムへ移行すること。
- 2) 現行システムのデータ抽出は、現行システム事業者が行い、必要データを市から提供するものとする。データ抽出を行うスケジュールやデータ形式等は、本市や受託者と調整のうえ行うものとする。
- 3) 書誌、所蔵、利用者、利用者通知、貸出、予約、統計データ等、全てのデータ移行を行うこと。データ移行後は、本市現行システムで管理された情報との確認作業を行い、その正確性を確保すること。年度途中での移行になるが統計データは通年で管理できること。
- 4) データ移行に不備が発見された場合は、受託者が責任を持って再移行を行うこと。
- 5) 利用者データ等個人情報に関わる情報に関しては、情報漏洩対策に万全を期することとし、安全性の観点からデータ移行作業の再委託は認めないものとする。

② 調査・解析

データ移行（テスト）、データ移行（本番）の各作業時に移行するデータのコードチェックを行い「不整合データ一覧表」を作成すること。移行結果資料として移行前データと移行後データの「移行仕様書」を作成すること。

③ 現行データ修正作業期間

現行データ修正作業期間を1ヶ月程度確保できるスケジュールを組むこと。

(5) 図書館情報システムの管理・運用

システム機能の詳細については、別紙2「図書館情報システム機能仕様書」を基本とし、以下の要件を満たすこと。

① 図書館情報システム

図書館の内部業務を支援するサービスで、貸出返却、検索・予約、資料管理、利用者管理、統計、配送管理、運用管理等の機能を提供すること。

② 図書館システムの形態

受託者の指定するデータセンター内に用意された機器で提供されるクラウド方式とする。バージョンアッププログラム（機能強化等）の提供を追加費用が発生することなく、利用料及び保守契約の範囲内で提供すること。

③ 障害発生時の対応

図書館システムサーバに障害が発生し業務停止した場合、端末及びハンディターミナルにて単独に貸出、返却等の業務運用が行えること。

④ 図書館システムは、次の条件で稼働すること。

- 1) クライアントの OS は Windows10 以上で運用可能なこと。OS のサポート停止も考慮し、サービス利用期間中は、バージョンアップにより Windows10 以降での運用も可能とすること。
 - 2) クライアントのブラウザは、Internet Explorer 11 以上で運用可能なこと。サービス利用期間中、バージョンアップにより Internet Explorer 11 以降での運用も可能とすること。
- ⑤ インターネット検索・予約システム
- インターネットから図書館の蔵書検索・予約が行えること。検索ページはスマートフォン用のページも用意すること。業務サーバと Web サーバ間はデータ連携の設定を行うこと。個人情報等のデータは Web サーバには連携されないように設定すること。
- ⑥ 配架図
- 亀山市立図書館及び関図書室の配架図図面データを作成すること。また、本移行作業時に現行システムの位置表示を継続し、新システムへ設定すること。
- ⑦ 三重県図書館情報ネットワークシステム (M I L A I) 横断検索対応
- M I L A I からの検索要求電文に対して導入する Web O P A C にて応答できること。また、各分館に対しての検索要求にも対応できること。M I L A I の共通プロトコルについては『三重県立図書館ネットワークシステム (M I L A I) 横断検索仕様書』にて対応すること。(現在と同じ連携形態とすることとし、システムでデータ抽出、データ加工などの図書館側作業が都度必要となるような機能対応は不可とする。)
- ⑧ 三重県立図書館マークダウンロードデータ登録対応
- 三重県図書館情報ネットワークシステム (M I L A I) から提供される郷土資料情報等の取り込みができる機能を有すること。
- ⑨ 三重県図書館情報ネットワークシステム (M I L A I) の連携
- O A I - P M H によるデータ送信及び本市 Web O P A C 上の書誌データへの O p e n U R L の提供が可能であること。また、対象となる初期データを本件受注業者が仕様書のレイアウトで全件抽出し、本市へデータで提出すること。ハーベスティングについては『三重県立図書館システムとの連携に関する仕様書 (2019.4.2 改訂)』『三重県立図書館からの郷土資料書誌ダウンロードに関する仕様書 (2019.4.18 改訂)』に対応すること。
- ⑩ 学校図書館との連携
- 亀山市立図書館と同一サーバ環境下において、学校図書館業務との連携が可能なシステムを構築し、学校における亀山市立図書館の蔵書活用を支援できるシステムであること。

(6) OS/ミドル/アプリケーションのインストール・セットアップ

打ち合わせ内容に基づき、システム全体が確実に稼働できるよう、OSを含むソフトウェア群のセットアップを行うこと。

(7) データセンター

設備・運用

- ① データセンターは、受託者の指定するデータセンターであり、データセンター専用施設であること。
- ② サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場合、電力障害、通報システムなどの対策を講じること。
- ③ 免震構造のある建物によりサービスが供給されること。
- ④ 非常用電源設備（自家発電機）を備えており、72 時間以上の給電が可能であること。
- ⑤ 設備に対し供給される電源は複数のルートから供給されていること。
- ⑥ サーバが管理されるラック類は鍵管理が行われること。
- ⑦ 建物への入退室記録が1年間以上保存されること。
- ⑧ 365日24時間の有人監視による監視が行われていること。
- ⑨ IDカードによる個人認証に加え、生体認証による厳重なセキュリティ設備が設けられていること。
- ⑩ 視察、監査の受け入れが行われていること。
- ⑪ 次の許認可を有するデータセンターを利用すること。
 - 1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク
 - 2) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - 3) ISO14001（環境マネジメントシステム）
 - 4) ISO9000（品質管理及び品質保証に関する国際規格）

ネットワーク層

- ① 暗号通信（SSL/TSL）を行っていること。
- ② ログの管理を行っていること。
- ③ 高性能ファイアウォールを設置すること。
- ④ 不正アクセス防止、ウィルス対策が行われていること。
- ⑤ サービス認証を行っていること。

アプリケーション層

- ① ID、パスワードによるアクセスを行うこと。
- ② 個人情報暗号機能、個人情報アクセス記録機能を有すること。

(8) 教育研修

- ① 本件にて整備するシステムは本稼働前までに操作研修の実施を行うこと。
 - ② 操作説明時には図書館業務およびシステムに精通した職員を派遣し、システムだけでなく図書館業務運用を含めた操作説明を行うこと。
 - ③ 操作説明時にはシステムに対する操作説明書を紙媒体（部数は後日指定）及び電子データで提供し、レベルアップに対する操作マニュアル対応も随時行うこと。
- (9) システム検証作業
- 新システム・機器については、最終納品場所へ据付後、システムの動作検証を行い、問題なく動作することを現地にて確認すること。
- (10) 本稼働時立合い
- システム本稼働初年度においては本稼働後、2日間技術者が現地立会いを行い、不測の事態に備えるとともに、システム操作に係わる運用支援を行うこと。
- (11) ウィルス対策
- 端末にウィルス対策ソフトをインストールすること。
- (12) 蔵書点検
- ① 特別整理期間に行う蔵書点検開始前にハンディターミナルの操作説明を行うこと。
 - ② ハンディターミナルを使用した資料なぞり込み、不明資料一覧の出力、不明資料確定時のシステム操作等一連の作業についてサポートを行うこと。
- (13) インターネット開放端末
- 初期セットアップ作業を行い、サービス開始できるようにすること。各端末にはウィルス対策ソフトウェア、環境復元ソフトウェア及び Web フィルタリングソフトウェアを導入し、来館者が安心して利用できる環境を提供すること。
- (14) 端末機器の設置
- ① 利用者端末、カウンター用端末、事務用端末は、本市の指示する設置場所に設置すること。
 - ② 図書館システムで使用する配線は、既存設備を使用することとする。
- (15) 現行機器移設・データ消去
- ① 現行機器移設
- 新システム・機器等導入に伴い、現行システム・機器の廃棄については本市にて行うため、市の指定する場所へ移設を行うこと。

② 現行機器データ消去

新システム・機器等による本稼働後、市の指示により現行システム・機器のデータ消去を行うこと。

(16) 納品物

以下の資料を納品すること。

機器説明書類については、クリアーボックス等にて整理し、納品すること。

① 作業関連

- ・プロジェクト計画書
- ・作業実施計画書
- ・全体スケジュール
- ・詳細スケジュール（機器搬入、操作説明、稼働直前）
- ・議事録

② システム構成関連

- ・機器構成図、IP 一覧表

③ システム運用設計関連

- ・システム環境設定資料（館、場所、統計分類、貸出規則、住所設定等）
- ・MARC 変換仕様書
- ・データ移行関連
- ・データ移行結果報告書
- ・不整合データ一覧表
- ・手順書・マニュアル
- ・システム基本操作マニュアル
- ・ハンディターミナル使用方法（蔵書点検、緊急時マニュアル）
- ・発注手順書、マーク登録手順書
- ・蔵書点検作業手順書
- ・停電対応・緊急時対応マニュアル

④ その他本市が必要と認めるもの

II. システム運用及び保守要件

システム稼働後の保守作業については、以下の要件を満たすこと。

1. 運用要件

日常のシステム運用については、基本的に自動で稼働するものとし、日時処理等についても特別なオペレーションは、不要とすること。また、資料、利用者などの各データベースのバックアップもデータセンターにおいて、自動で処理されるものとする。

(1) 運用時間

- ・システム利用時間は、原則として年末年始を除き午前8時から午後8時とするが休日開館日や繁忙期等においては、職員の作業においてシステム利用日時の延長運用が行えること。

(2) システム操作・監視等要件

- ・定期メンテナンス等計画停止を行う場合は、停止日の2週間前までに連絡すること。
- ・障害発生によりサービス利用が不可となる場合は、本市へ速やかに連絡すること。

2. 保守要件

(1) システム保守

- ① 問い合わせ対応及び障害対応の連絡窓口は一本化すること。
- ② 年末年始を除き、午前9時から午後7時の間サポートを行うこと。
- ③ システムサポート保守は、今回の図書館システムの構築に携わった者が引き続き運用サポートを行うこと。
- ④ 障害時、迅速な対応が可能な体制を敷くこと。なお、遠隔保守回線はセキュリティ面により不可とする。
- ⑤ 問い合わせ対応及び障害対応は、図書館業務及び図書館情報システムに精通した業務S Eが保守を担当すること。また、土・日等の休日についても、同様とし、他の人員による保守は不可とする。障害の度合によっては、土・日等の休日においても業務S Eによる対応を行い、復旧に努めること。
- ⑥ 年4回以上訪問し、システム利便性向上に向けた打合せを行うこと。
- ⑦ システムのレベルアップ時は、変更点について説明を行い亀山市立図書館の承認の上作業を実施すること。
- ⑧ システムサポートには、十分に信頼できるサポート体制を維持すること。
- ⑨ 蔵書点検等についても確実なサポートを行うこと。

(2) 機器保守

- ① システム保守と機器保守窓口を一本化し、総合サポート窓口を有すること。
- ② 三重県内に機器の保守拠点があること。
- ③ 機器保守は年末年始を除き、1時間以内に対処できる保守体制を整えること。
- ④ ハードウェア保守対象機器
 - ・業務クライアント（公共）：デスクトップPC
 - ・業務クライアント（公共）：ノートブックPC
 - ・館内OPAC端末（公共）：OPAC端末PC
 - ・インターネット用端末（公共）：デスクトップPC
 - ・ページプリンタ
 - ・ハンディターミナル

- ・レシートプリンタ
 - ・バーコードリーダー
 - ・(小中学校) 業務端末
 - ・(小中学校) ページプリンタ
 - ・小中学校端末台数分のソフトウェアライセンス (ウイルス対策ソフト等)
- オンサイト保守対応必須とし、上記以外にも必要と思われるものについては、全て見積もりに含めること。

III. 保証要件

提案システムにおいては、以下の基準を満たすこと。

(1) セキュリティ対策

個人情報の保護及び利用者が安心して図書館を利用できるよう、次の事項を確実に実施すること。

- ① 図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。
 - ・貸出・返却に必要な個人情報は最低限の情報とすること。
 - ・個人の貸出記録は返却と同時に消去させること。
 - ・利用者開放端末 (OPAC) には、利用者の個人情報を表示しないこと。
- ② 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん検知、誤った経路での通信等から保護するため情報交換の実施基準・手順を備えること。
- ③ インターネットからアクセスされるサーバには、利用者氏名、住所、電話番号、性別、電子メールアドレスなどの利用者個人情報は一切保持しないこと。
- ④ IDとパスワードにより利用者認証を行うこと。
- ⑤ 第三者がサーバに成りすます (フィッシング等) を防止するため、サーバ証明書の取得等を行うこと。

(2) バックアップ対策

- ① データセンターの停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策及びデータの損失・破壊の予防策を行うこと。
- ② サーバについて、3世代以上の運用可能なデータバックアップを行うこと。

IV. 契約期間満了後の取り扱いについて

① 継続使用について

システムの使用については、契約期間が満了した際、市は契約を終了するか使用期間を延長するか選択できるものとする。期間を延長し継続利用する場合は、別途契約することとし、月額使用料は、協議の上決定するものとする。その際、更新費用及び再構築費用等の経費は支払わないものとする。なお、期間延長の契約が満了した際も、原則として上記と同様の扱いとする。

② 契約期間満了後のデータ返還作業について

システムの契約満了時には、市に帰属するすべての格納データを返還すること。その費用については、亀山市立図書館情報システム更新・運用保守業務プロポーザル実施要領に基づき、参考価格を提示すること。この価格は、契約金額には含まれないが、今回の業者選定における評価対象とする。

V. 見積範囲について

以上の仕様を踏まえ、下記範囲についての見積を行うこと。

(1) 公共図書館（イニシャル費用）

図書館情報システム導入経費

① システム導入費用

導入打合せ・システム設計・機器設定・インストール・システム設定、データ移行

② ハードウェア ※別紙参照

③ ハードウェア搬入・現調費

※その他図書館情報システム導入に必要となる経費

(2) 公共図書館（ランニング費用）

図書館情報システム平年経費

① プログラムサポート料・システムサポート料

② 機器保守料 ※当日訪問修理

③ 図書館情報システム利用料

(3) 学校図書室（イニシャル費用）

学校図書館情報システム導入経費

① システム導入費用

② ハードウェア ※別紙参照

③ ハードウェア搬入・現調費

※その他図書館情報システム導入に必要となる経費

(4) 学校図書室（ランニング費用）

図書館情報システム平年経費

① プログラムサポート料・システムサポート料

② 機器保守料 ※翌日以降訪問修理（但し保守費用は、当初機器購入に含めること

※各学校からの連絡は、亀山市教育委員会にてとりまとめサポート事業者へ連絡

する。

VI. 蔵書数等について

公共図書館、及び学校図書室の蔵書数一覧を下記に示します。

名称	TEL	住所	蔵書冊数
亀山市立図書館	0595-82-0542	〒519-0151 亀山市若山町7番20号	150,527
関図書室	0595-96-1036	〒519-1107 亀山市関町泉ヶ丘1011番地1	17,056
亀山西小学校	0595-82-0139	〒519-0152 亀山市本丸町585番地	13,704
亀山東小学校	0595-82-0011	〒519-0116 亀山市本町一丁目9番9号	12,914
亀山南小学校	0595-82-9115	〒519-0142 亀山市天神三丁目10番25号	8,178
昼生小学校	0595-82-1007	〒519-0134 亀山市中庄町1405番地	7,404
井田川小学校	0595-82-2021	〒519-0106 亀山市みどり町52番地	13,959
川崎小学校	0595-82-0108	〒519-0212 亀山市能褒野町77番地22	10,663
野登小学校	0595-85-0090	〒519-0222 亀山市両尾町2124番地	6,385
白川小学校	0595-82-3007	〒519-0169 亀山市白木町2739番地	7,155
神辺小学校	0595-82-1819	〒519-0168 亀山市太岡寺町1310番地	8,523
関小学校	0595-96-0052	〒519-1107 亀山市関町木崎1416番地	10,675
加太小学校	0595-98-0031	〒519-1129 亀山市加太板屋4569番地	5,596
亀山中学校	0595-82-0354	〒519-0159 亀山市西丸町564番地	17,426
中部中学校	0595-82-2101	〒519-0213 亀山市田村町75番地	16,545
関中学校	0595-96-0115	〒519-1111 亀山市関町新所1863番地	8,989

VII. その他

- ① 物品の搬入及び本仕様書に記載された内容に関しては、一切を受託者が行い、その費用を負担すること。
- ② 物品の設置においては、当該施設の運営に支障がないように留意すること。
- ③ 当該仕様書に記載されていない事項に関しては、市役所電算担当者及び亀山市教育委員会担当者並びに亀山市立図書館担当者の指示に従うこと。
- ④ 導入物品の梱包材は、受託者が納入後、速やかに引き取ること。
- ⑤ 本仕様書については、適切に管理し、またこれにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項において、疑義が発生した場合は、本市と受託者との両者協議によるものとする。
- ⑦ 納品物等については、本仕様書及びそれに付随する各種の個別仕様書並びに要求機能書の要件を満たしているか検収を行い、必要がある場合は、指示に従い補正や再納入を行うこと。また、検収時に発見されなかった機能要求書等との不一致や、稼働後において表出した瑕疵については、速やかに無償で是正する等の瑕疵担保をすること。本件の瑕疵担保は、検収終了後1年間とする。ただし、その瑕疵が受託者の故意または重大な過失に起因する場合は、請求できる期間を5年間とする。

VIII. 保証等

受託者は、機器の引渡し完了の翌日から、以下の事項について行うものとする。なお、保証等に関する本規定は、受託者の担保責任、その他の契約法上の責任を排除するものではなく、発注者は債権者としての権利を留保するものである。

- ① 機器の安定的な運用を担保し得る体制の確保
- ② 本仕様書に定める技術的支援を十分に実施し得る体制の確保
- ③ 本仕様書に定める性能の維持、運用要件を満たす体制の確保
- ④ 機器の運営、機能向上等の各種相談に対する一元化された窓口の確保